

「平成20年度決算に基づく健全化判断比率等」を公表します

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、平成19年度決算より地方公共団体の財政の健全性を示す指標(健全化判断比率および資金不足比率)を算定することになりました。

健全化判断比率は、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率の4つの指標があり、それぞれに早期健全化基準と財政再生基準があります(④は財政再生基準はありません)。

①～④のどれか1つでも早期健全化基準以上となると、自主的な改善努力による財政の健全化を図るため、「財政健全化計画」を策定したり、外部監査を求めなければいけません。また、同じく財政再生基準以上となると、国等の関与による確実な財政の再生を図るため、「財政再生計画」を策定したり、外部監査を求めたり、地方債の発行が制限されます。

資金不足比率は、公営企業会計ごとに算定し、経営健全化基準以上になると、公営企業の経営健全化を図るため、「経営健全化計画」を策定し、外部監査を求めなければいけません。

以上のように健全化判断比率等を平成19年度決算より毎年度、監査委員の審査を受けた上で、その意見を付けて議会に報告するとともに、町民皆様へ公表することになりました。

森町の平成20年度決算における健全化判断比率および資金不足比率の算定結果は、次のとおりです。

○健全化判断比率

(単位:%)

指標名	平成20年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	14.28	20.00
連結実質赤字比率	—	19.28	40.00
実質公債費比率	18.0	25.0	35.0
将来負担比率	224.0	350.0	

○資金不足比率

(単位:%)

会計名	平成20年度決算	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
国民健康保険病院事業会計	—	20.0
公共下水道事業会計	—	20.0
港湾整備事業特別会計	—	20.0

《各指標の概要》

・実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率であり、当町は実質収支が黒字であるため「—」表示となっています。

・連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率であり、当町は黒字であるため「—」表示となっています。

・実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率で、当町は18.0%となり、地方債を発行する際の地方債協議・許可制度における許可制移行基準18%以上を超えたため、地方債を発行するには「公債費負担適正化計画」を策定し、北海道知事の許可を受けることとなります。

・将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、当町は224.0%となっています。

・資金不足比率

公営企業ごとの資金不足の事業規模に対する比率であり、当町は全事業において資金不足が発生していないため、「—」表示となっています。